

菊連協 10月定例理事会 議案

I. 行政から連絡事項 ヴィーライアン所長から

II. 議題

1. 総務部より

(1) 蠣崎会長からの報告について

- ・菊連協顧問の井上 輝信氏は私事都合により8月15日付けで辞任されました。
- ・白石区町内連合会連絡協議会が9月14日（水）開催されました。（別添参照）

議題-1 令和3年度の大雪を踏まえた大雪の対策について

-2 生活道路の新たな除雪方法について

議題-3 札幌市長と白石区連合町内町会長等との意見交換会について。

日時：令和4年11月10日（木）15時～16時

場所：白石区複合庁舎4階 会議室

- ・札幌市区民協議会の組織と活動について（別添のとおり）

(2) 「白石区ふるさと会への負担金削減の要望書」について

白石区ふるさと会より要望書の回答がありました。（別添のとおり）

【主旨】・令和5年度のふるさと会会費を1世帯当たり20円とする。

- ・令和6年度以降についても更なる会費引き下げの可能性を探るため、ふるさとまつりを中心として事業の改善や縮小の検討を続ける。

(3) 「36単町会長との意見交換会」開催結果報告について

- ・別添のとおり

(4) 「町内会で抱える課題に関する意見交換会（行政との意見交換）」開催について

- ・別添（案）のとおり

(5) 令和5年度菊水地区新年互例会の開催について

コロナの感染状況にもよりますが、令和5年1月8日（日）に開催したいと思っておりますが皆様のご意見を伺いたい。（開催の場合、当番連町 南連です）

2. 防災部より

・

3. 渉外部より

・

4. 女性部より

・

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

・

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

・

3. 菊水地区まちづくりネットワーク会議から

・

4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

・

5. 菊水地区青少年育成委員会から

・

次回、11月定例理事会を11月13日（日）開催で如何でしょうか？

Ⅳ、今後のスケジュール

月 日	曜日	開始時刻	会議名称	開催場所等
10月11日	火	10:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
10月11日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
10月13日	木	10:00	白石区町内連合会連絡協議会(会長)	白石区複合庁舎
10月15日	土	9:00	白石区制50周年と都市間交流の 集い	白石区複合庁舎 コンベンションセ ンター
11月7日	月	10:00	総務事務局会議	菊水地区会館
11月13日	日	10:00 終了後	10月定例理事会 理事会議事録作成	菊水地区会館
11月14日	月	10:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
11月15日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
11月20日	火	13:00	上白石小学校避難訓練	上白石小学校

令和4年10月9日

「36単位町内会長との意見交換会」の開催結果報告

菊水町内会連絡協議会
事務局

開催日時 令和4年9月19日(月)午前10時～12時
場 所 菊水地区会館
出席者 19名 (含 代理出席者)
東連町 2名 西連町 6名 南連町 4名
北連町 3名 上町連町 4名

1 「36単位町内会長との意見交換会」における主な発言

(1) 「町内会における諸課題について」

【なり手不足関係】

- ・ 町内の人々は、町内会が必要と思っているが、働いている人も多く役員のなり手がいない。役員は10人いるがフリーの者は会長、総務、会計の3名である。町内会の集まりは平日が多いが働いている者もいる。菊連等の仕事の量が多い、減らすべきである。
- ・ 現役の方から何かあれば言ってほしいとの話があり、12名の人たちでサポート隊を編成している。互助、親睦、ふれあいの為役員から声をかけ人材の育成に務めている。顔と顔を会わせた交流が必要。
- ・ 将来的に町内会を残すためにはどうすれば良いか、役員は自分の町内に特化した仕事ができる体制とすればなり手も出てくる。現在役員は11名いるが5名くらいでも運営できる。菊連、連町などの仕事で月の半分がとられてしまう。このような状況では現役世代に役員を頼むことは無理である。前回の市民部長との話の中でも下請的な仕事を減らしてほしいとの話をした。これが少なくなればなり手も出てくる。今後もたれる市との意見交換に向けて整理し行政に伝えてほしい

【マンション対策関係】

- ・ 新しいマンションを建設する際の確認申請時に町内会加入を条件にするなど条例を作ってほしい。
- ・ マンションの町内会費の徴収方法は様々であるが、マンションの管理会社が道外に

あるものは現地(札幌)で交渉が出来ない。

- 札幌市の町内会加入促進条例に協力するとして大手の管理会社が名を連ねているが具体的な対応は異なるものがある。
- マンションの住人は、街路灯やパートナーシップで世話になっている。町内会は加入は任意であるが、町内会加入を義務づけるような条例にして指導すべきである。
- マンション問題は町内会任せでは解決しない。マンションの居住者は地域が安全・安心、地域の美化など環境が維持されていることから集まる。町内会の清掃活動や街路灯が維持できなくなり環境が悪化すれば人々は集まらなくなる。
- マンションの問題等は市の意識を変えて行かなければならない。
- マンション建設の段階から町内会加入について伝えてもらい、入会について周知してもらいたい。

【除排雪関係】

- 札幌市は除排雪経費が高い。
- 区によって除排雪の状況が異なり白石区が一番悪いと思われる。生活道路の排雪についてもひどい状態である。土木の動きが非常に悪い。
- 国立がんセンター周辺の除雪が悪く、通院患者など困っている。交差点で車がうまる事もあり。現状を見て排雪をきちっとしてほしい。

【防災関係】

- 防災対策については、防災部会で検討・対応しているが、来年度、菊水地区自主防災組織を立ち上げる際にどのような体制ができるか検討していきたい。

【その他】

- 空き家問題について行政からアタックしてほしい。居住者が転出後火災の心配もあり空き家の所有者に連絡が取れない。行政が責任を持って対処すべきである。
- 町内会の課題について議会に言うことは出来ないか。
→先ず白石区に申すことが一番であるが白石区はだらしない。

(2)「菊連協に対する要望(ご意見)について」

【菊水連絡協議会、町内会のあり方】

- 町内会の構成は戸建て80戸、小規模のマンションが3棟、マンションが主体となってくれば町内会の必要性が問われる。マンションの人たちにとって町内会とは何か。
- マンションの会員にとって魅力的な町内会活動とは何か、戸建ての高齢者やマンシ

ヨンの若い住民まで幅を広げた活動が必要。

- 単町でやって進まないことや連町やって進まないことを菊連やるのが仕事。空きや問題などの問題については菊連の理事会で話をしどのような形で行政にもの申すか検討したい。
 - 菊連協の必要性について
菊連協等は単町、連町、菊連の三層の組織となっており、菊連協が窓口になり連町から単町へとつながっている。市の助成金は菊連に入り単町に行くが連町には入らない。中間連町は財源が無く事業のため単町から金をもらっている。
 - 菊連協として何を為すべきかもう一度考えるべきである。会員の目線にたって働くべきなのに、いろいろな組織団体に助成することが仕事になっている。
 - 中間連町がいるかとの議論になったときに、中間連町周りがよく見え仕事もあるが、金がないから単町から金を取っているという不可思議な形になってはいないか。菊連協は各連町で困っている事に対して行政などにもの申す組織、「菊水連絡会」でも良いのではないか。
 - 地区によっては環境も変わってきており、連町は連町なりに運営していく体制や菊連の立ち位置を明確にする等今後どうあるべきか考えて頂きたい。

【その他】

- コロナで行事が中止となり、戸建ての会員にはレトルト食品、マンションの会員にはゴミ袋を配った、行事としてウォーキングを実施したが世代を超えた参加があった。
- 努力しても困難なものは組織として行政に物申すことなど、単町で解決できないものについては菊連として行政を巻き込んだ対応が必要。
- ここで出ている問題は行政に伝わっていないのか。→昨年、区の市民部長や担当課長等と一度議論しているが、今年になって異動があったが、引き継がれていると思うが今回出された意見とこれまでの物を整理し区の取り組みを聞き要求するものは要求していく。

2 菊水町内会連絡協議会としての取り組みについて

- ご意見のありました町内会における諸課題につきましては、今後予定する行政(白石区)との意見交換会を通して関係部局に伝えるとともに定例理事会などで菊連協として必要な検討を進めます。
- 菊連協に対する要望につきましては、定例理事会などで必要な検討を進めます。

「町内会で抱える課題に関する意見交換会」開催(案)

日 時 令和4年10月下旬(白石区役所担当部と日程調整) 2時間程度
場 所 菊水地区会館 1階会議室
参加予定者 白石区役所市民部長他
菊水町内会連絡協議会会長 各連町 2名

行政との意見交換会テーマ(案)

- 除排雪の改善
(生活道路の確保、除排雪方法の改善等、速やかな除雪情報について)
- 町内会の維持費用の負担軽減及び市助成金の増額について
(パートナーシップ排雪制度の負担軽減、街路灯管理等について)
- 町内会活動のなり手不足
(役員等の高齢化、現役世代の参加、市の支援などについて)
- 賃貸マンションの町内会加入促進支援
(管理会社、オーナーに対する加入促進への行政の協力、特定の管理会社や他地域在住のオーナーに対する働きかけについて)
- 空き家対策
(倒壊や火災の恐れのある適切に管理されていない空き家対策について)

令和4年(2022年)9月22日

菊水町内会連絡協議会

会長 蠣崎 三憲 様

白石区ふるさと会

会長 武藤 征



要望書への回答について

平素より、白石区ふるさと会の活動に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年6月22日付けで提出されました要望書について、白石区ふるさと会総務委員会での議論を踏まえ、下記のとおり回答いたします。

記

1 要望の趣旨

白石区ふるさと会の各連合町内会及び連絡協議会の会費について、世帯数に乗じている単価の引下げ、あるいは事業毎の定額負担とすることを求める。

2 回答

「年間予算50~70万程度の小規模単町が7割を占めている」「組織が三層構造となっているため連絡協議会を運営するための費用を要する」「独自のまつりを検討している」といった菊水町内会連絡協議会の事情を理解しつつも、他の連合町内会からも運営費が潤沢ではないとの発言があることから、白石区ふるさと会の各連合町内会及び連絡協議会の会費については、全て一律に、以下のとおり引き下げる結論に至りました。

なお、以下の結論は、ふるさと会役員会での決議及び定期総会における承認を経て正式に決定されますことを申し添えます。

- ・ 令和5年度の各連合町内会及び連絡協議会のふるさと会会費を1世帯あたり20円として算定する。
- ・ 令和6年度以降についても更なる会費引下げの可能性を探るため、ふるさとまつりを中心として事業の改善や縮小の検討を続ける。

札幌市区民協議会について

札幌市では、平成 19 年 4 月に自治基本条例を制定し、「自分たちのことは自分たちで考え、決め、そして行動する」という市民自治による「市民が主役のまちづくり」を進めています。

この取り組みを推進するため、各区に「区民協議会」が設置されており、区における課題や特性を踏まえたまちづくりを実践するために活動している組織です。

*自治基本条例とは、「市民が主役のまちづくり」を進めるためのルールです。まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどが書かれており、市民がまちのことをみんなで考え、まちづくりや市政にもっと参加していけるようにするものです。この条例のポイントは、「情報共有」と「市民参加」です。

札幌市区民協議会とは、複雑で多様化する区や地域の課題に連携・協力して取り組むため、連合町内会を始めとした地域のまちづくり活動団体が、それぞれ特長を生かしながら、力を合わせて暮らしやすいまちを創っていくことを目的とした組織です。現在、札幌市内 10 区全区に設置されております。

札幌市区民協議会設置までの経過として

平成 19 年 8 月に、「区民協議会のあり方等に係るアドバイザー会議」によって、区民協議会のあり方について検討するとともに、平成 20 年度から各区において設立に向けた準備を開始し、平成 22 年度末までに全区に設置が完了。

「区民協議会のあり方などに係るアドバイザー会議」のページ

アドバイザー会議について

・会議の目的

札幌市では、「市民が主役のまちづくり」を目指し、平成 19 年 4 月 1 日に「自治基本条例」を施行しました。この条例のもと、市民がまちづくり活動や市政にもっと参加していけるような仕組み作りを進めています。会議では、こうした内容について委員の方々からご意見を伺い、現状の課題や今後の方向性などを整理していきます。

・会議の進め方

主に、「区民協議会のあり方」と「まちづくりセンター地域自主運営化」について、ご意見を伺います。会議には、二つの分科会を設け、そこで話し合われた内容を基に、最終的に会議としての意見をまとめて頂くこととなります。

「区民協議会のあり方」分科会

「区民協議会は、地域（区）のまちづくりのことを、地域（区）の方々と話し合い、合意形成し、実践していくという、市民自治の場であり、区民と市が、ともに課題解決に取り組んでいく「協働の要」であります。市では、「市政への市民参加」の一つの手法として、この区民協議会において合意形成された区民の意向を、市政に反映させていくような仕組みづくりを進めています。このような役割を担う「区民協議会」について、どのようなあり方が望ましいかなどについて話し合います。

「まちづくりセンター地域自主運営化」分科会

各地域では、防犯パトロールや環境美化活動、世代間交流など、さまざまなまちづくり活動が実践されています。市は、こうした地域主体のまちづくり活動への支援を、市内87か所にあるまちづくりセンターを中心に行っていますが、このような地域主体のまちづくり活動をもっと応援していくため、地域にとって望ましい支援のあり方について検討を進めています。「まちづくりセンター自主運営化」とは、現在、市職員が行っているまちづくりセンターの運営を地域に担って頂き、地域の方々の創意工夫による活発なまちづくり活動を推進していこうというものです。この「まちづくりセンター自主運営化」について、どのような形態が望ましいかなどについて話し合います。

・委員構成

地域代表者 4 名、学識経験者 4 名、公募委員 2 名計 10 名

氏 名	団体・職位
赤城 由紀	札幌国際大学人文学部心理学科准教授
澤出桃姫子	NPO 法人ホームヘルパーノア専務理事
武岡 明子	札幌大学法学部専任講師
田中 昭夫	厚別区まちづくり協議会代表
土橋 絃子	公募委員
福土 昭夫	石山地区連合町内会会長
三澤 清治	丘珠連合町内会会長
米子 将晴	公募委員

区民協議会の活動（区民の活動）

・委員構成

区民協議会の構成員は、区内の各連合町内会を始め、小・中学校やPTA、商店街、民間企業、他行政機関等、区民協議会のテーマに応じて区内の多様な団体が参加しています。

・活動内容

区民協議会は、構成されている各団体の活動内容についての情報共有や、地域課題についての情報共有や、地域課題についての意見交換、具体的な活動の実践など、それぞれの区民協議会の状況に応じた区のまちづくりや地域の課題解決のための取り組みを実施しています。

令和4年9月20日

上白石小学校 避難所開設・運営訓練実施要領

1 目的

本訓練は、令和2年度から検討を進めている、『地域・学校・区の連携による避難場所運営』に基づき、災害時における避難所への避難、避難所での受付対応を確認し、適宜マニュアルを見直す等地域の防災力を高めていくために実施する。

2 実施場所

上白石小学校 体育館・教室・グラウンド

3 日時・集合時間

令和4年11月20日(日)

集合時間

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 避難所運営訓練実施スタッフ(区、防災部、学校) | 9:00 集合 |
| ② 防災展示スタッフ | 12:00 集合 |
| ③ 上白石連合町内会訓練参加者 | 12:30 集合 |
| ④ 訓練参加者(上白石連町以外の参加者) | 13:00 避難開始 |

4 参加予定者

菊水町内会連絡協議会(菊水上町連合町内会ほか)

上白石小学校

白石区役所

5 災害想定

(平日を想定)午後12時30分頃、札幌市で最大震度6強の地震が発生。白石区内でも震度6強の揺れを観測し、住民が避難を開始している。

市役所は地震発生直後に災害対策本部を立ち上げ、災害対応を開始。

菊水地区内では東橋小学校、幌東小、中学校とも校舎にヒビが入り、施設の安全確認に時間を要するため、一旦上白石小に避難を行うこととした。

6 訓練内容、スケジュール

(1) 訓練内容

① 避難者受付、誘導訓練

避難所のスタッフとして、避難してきた住民の受付、避難スペースへの誘導を行います。菊水上町連町以外の参加者は避難者役となり、実際に家から避難して受付を行ってください。車で避難してきた方の避難誘導も行います。

今回は、家から避難所に来て、家に帰るまでが訓練です。

② 避難訓練

家から避難所(上白石小)まで避難します。『避難時持ち出し品一覧』『避難ルートチェックポイント』等の記載を行うことで、実際に避難を行う際の行動をなぞっていただくことを目的としています。

③ 給水訓練

避難所の給水設備(受水槽)から、水袋に給水を行います。水袋を家まで持ち帰っていただくことで実際の水を運ぶ際の重さ等を体験していただきます。

④ 防災展示

防災備品等の展示を行います。

※ 受付、避難スペースの設営は訓練実施スタッフが訓練開始前に行います

※ 今回は、訓練の参加者ごとに参加する訓練が異なります

菊水上町連合町内会からの参加者 ①、③、④に参加

菊水上町以外の連合町内会からの参加者 ②、③、④に参加

(2) スケジュール

9:00 訓練実施スタッフ集合、朝のミーティング

9:10～11:30 訓練会場(受付、避難スペース、福祉避難スペース)設営

11:30～12:30 昼休憩

12:00～ 防災展示設営開始

12:30 訓練参加者(菊水上町連合町内会)集合、受付

12:30～13:00 開会、訓練参加者へ訓練内容説明

13:00 訓練参加者(菊水上町以外)避難開始

13:00～15:00 避難者受付訓練、防災展示、給水訓練

15:00 閉会、後片付け

7 その他(注意事項等)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行の状況によっては訓練が延期・中止になる場合があります。
- (2) 訓練への参加者(スタッフ等含む)には、新型コロナ対策として、『健康チェック票』を提出していただきます。チェック票は事前に配布し、当日は記載されたものを持参ください。
- (3) 訓練当日は、災害時を想定した動きやすい服装等で参加してください。また、上靴を持参ください。